

難波西鶴と

海の道

【80】

森田 雅也

前回は、西鶴の『武道伝来記』貞享4(1687)年刊「巻四の二」『誰捨子の仕合』、九州島原の話でした。

ところで、以前にも書かせていただいたように、『武道伝来記』は副題として「諸国敵討」としています。西鶴はほとんどの作品を短編集としていますが、それが諸国の話として全国沿岸部を舞台とした場合が多く、そのリアリティーある素材から、情報源が「海の道」にあるのではないかと、いつのかが、この連載の要になります。

したがって、作品に「諸

国」と冠を付けなくても、読めば諸国話なのは自明なのですが、『武道伝来記』は、こゝから「諸国」としていることに何か特別な意図を感じます。そもそも、当時の武家の「敵討」は、

「諸国」、すなわち日本各地で、そんなに頻繁に行われていたのでしょうか。武家に許された正式な「敵討」とは煩わしい手続きの上で成り立っています。「一人一殺せば死刑」が原則であった江戸時代に、無罪となるのですから、そこには当然特別な手続きが必要となったでしょう。もっとも「敵討」という慣習は古くからあります。

『国史大辞典』(吉川弘

文館)によれば、「敵討を当然とする思想は古く中国古代の『周礼』『礼記』や孔子などが、父の讐を不倶戴天として是認して以来受けつがれ、「日本では、周輪王(まゆわおう)(または「まよわおう」)が、父を殺して母を皇后とした安楽天皇を殺した記紀の記事をはじめとして、明治6(1873)年2月の太政官布告による敵討禁止の国法が公布されるまで盛んに行われた」とのことです。

江戸時代、「敵討」を実行するためには、まず、自分が仕える幕府や藩などに届け出る必要があります。その後、許可を得て、敵討の旅に出ます。許可なく相手を斬れば私闘と見なされ、勝手に旅に出れば脱藩となつて罪に問われます。勤め先から届け出は幕府にわたり、幕府は帳簿に登録します。旅の間は、公務が停職扱いとなり、見事

「武道伝来記」=「諸国敵討」

本懐をこけて復職します。復職の際には、多くは「武士の鑑」として禄が増されますが、成功率は1%とも言われます。

それは広い日本。探しきれないということもありますが、敵の相手を見つけても、その場所を統括する役所に許可を得たり、討ち果たしても検視役人を通し、「敵討」として認定してもらつという作業もあり、大変煩雑です。何よりも敵を討てるのは、被害者が尊属(目上の親族。親、兄、祖父、叔父、叔母など)でなければならず、卑属(自分より下の親族。弟、妹、子、甥、姪、孫などの「敵」は討てません。したがって、敵を討てる資格は限られるのです。

もう少し、次回もこの複雑な「敵討」制度について述べます。

(関西学院大学文学部文学言語学教授)

複雑な「敵討」制度